平成２９年（フ）第１２４２号
横浜市南区六ツ川１丁目253番地
債務者　青木　孝一（旧姓高梨・曲梶）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３１０号
横浜市磯子区原町５番25―101号
債務者　深澤翔太郎
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３０７号
横浜市金沢区洲崎町21番９号　ハイツオオタニ103
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６７号
東京都多摩市豊ケ丘４丁目２番地３―901
債務者　五十嵐久美子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１８４号
新潟市北区新崎字毘沙門386番地11
破産者　株式会社両機
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０号
広島県安芸高田市吉田町多治比574番地の９
破産者　有限会社大山鉄工所
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第３４号
福島県白河市合戦坂20番地１
破産者　宮崎塗料株式会社
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
三重県熊野市久生屋町868番地　熊野病院内、住民票上の住所三重県南牟婁郡御浜町大字下市木4647番地22
破産者　バーガーシティこと　鈴木ひとみ
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所熊野支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第９１号
徳島県名西郡石井町石井字重松655番地１、旧住所徳島県名西郡石井町高川原字南島300番地
破産者　藤川　香織
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６８３号
北九州市小倉北区江南町５番10―1402号
破産者　中川　英範
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０９５号
北海道江別市東野幌本町66番地の１　シャレード藤Ｆ201
破産者　品竹　俊治
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１０号
山形県西村山郡朝日町大字三中丙388番地
破産者　阿部　壽雄
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３９１号
名古屋市守山区瀬古２丁目306番地　瀬古団地２棟102号
破産者　健友館みすみ整体療術院ことくまちゃん整体院こと　山下　國弥
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３９０号
大阪市東淀川区井高野３丁目３番25号
破産者　東田　光次
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７３号
広島市中区光南５丁目１番61号　雇用促進住宅　光南宿舎１号棟814号、住民票上の住所神戸市兵庫区雪御所町３番１号　菊川義一方、（従前の住所）神戸市兵庫区駅南通５丁目２番２―1311号
破産者　西上　浜美
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字関根川原４番地２
破産者　尾本　　幸
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
宮城県加美郡色麻町黒沢字土利壇50番地
破産者　木村　可行
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係